

○厚生労働省令第十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十三条第一項及び第七十一条の六の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「通り」を「とおり」に改め、同項第五号に次のただし書を加える。

ただし、分べんを取り扱わないものについては、この限りでない。

第十七条第二項中「基く」を「基づく」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。